

○四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会条例

令和2年3月2日

条例第5号

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号。以下「法」という。)第13条の規定に基づく四條畷市国土強靱化地域計画(以下「計画」という。)の策定に関する協議等を行うため、四條畷市国土強靱化地域計画策定検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 計画の策定に際して協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 検討会は、8人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員は、計画の策定に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第

72号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略